「（仮称）熊谷市パートナーシップ宣誓制度」に対する意見及び市の考え方

１　意見募集期間

令和４年１月２５日（火曜日）から令和４年２月１４日（月曜日）まで

２　意見の提出者数及び意見等件数

提出者数　　１４名
意見等件数　　１７件

３　意見の概要と市の考え方

整理番号	該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	制度導入について	大変意義のある制度だと思います。早急に進める必要があると思います。 性的少数の方が自分らしく生きるのに必要なことだと思うから。 誰もが暮らしやすい自治体にするために、必須だと思います。	本制度は、法的効果はありませんが、法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証する手段が乏しい性的少数者のカップルに対して宣誓証明書等を交付することで、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。 まずは、本制度を契機として、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための社会機運の醸成を図っていきたいと考えています。
2	制度導入について	自分が住んでいる街にも、パートナーシップ宣誓制度が取り入れられるのであれば、大変嬉しいです。 皆が皆、幸せでいられる街であるために、様々な選択肢を取り入れていってほしいと思っています。 愛ある場所に愛ある制度を是非よろしくお願い致します。	
3	制度導入について	本人が認めればそのようになるということですよね。とても危険に感じます。 ある意味、住みづらくなるのではないかと思います。 トラブルや犯罪が多発すると思われます。 “宣誓制度”になったら強要される感が半端ないですよね。	法務省が掲げる啓発活動強調事項において「性的指向・性自認を理由とする偏見や差別をなくすこと。」が掲げられています。 また、本市では、「熊谷市人権尊重都市宣言」（平成18年7月1日告示）のとおり、すべての人権が認められる、思いやりのある人権尊重社会の実現を目指しています。 市内には、価値観も個性も異なる多様な方々が住んでおり、一人ひとりに人権が存在します。性的指向及び性自認についても人それぞれであり、自分と異なるからといって差別することは重大な人権問題であり、市として取り組むべき重要な課題であると認識しています。 性的少数者の現在の状況は、差別や偏見によって様々な困難を抱えています。 今回導入を考えている宣誓制度は、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段がなく、生きづらさを感じているお二人の困難を解消することを目的として実施するとともに、この取組により、人権意識の醸成を図り、性的少数者に対する偏見の解消等につながっていくものと考えています。
4	制度導入について	全面的に反対する。 トラブルや犯罪が多く出るようになるでしょう。 性は本人の考えが前に出てきて何か恐ろしい。 結婚と子孫の衰退になることも考えていく必要あり。	
5	制度導入について	人種や文化、宗教の違いに対する理解と多様性を受け入れることは、大切なことだが、同性愛や同性婚を人権尊重という名目のもとに、制度として認定していくことは、絶対にあってはならないと思う。 同性愛、同性婚が公的に認定された時に、どういう危機的状況になっていくかを真剣に考えていかねばならない。 本来あるべき男女が調和して築く夫婦の姿、家庭の姿がゆるがされ、家庭の価値そのものが崩れていくのではないのか。この制度に乗じて「性自認」を利用して、性犯罪が増加することも十分考えられる。 私たちの子供、孫の生きていく社会が、健全な価値観（結婚観、家庭観）に基づいた社会であってくれることを切実に願う。	

6	制度導入について	この制度自体、あまり意味がないもののような気がします。 法律上、本当の夫婦になれるわけでもない。	法務省が掲げる啓発活動強調事項において「性的指向・性自認を理由とする偏見や差別をなくすこと。」が掲げられています。 また、本市では、「熊谷市人権尊重都市宣言」（平成18年7月1日告示）のとおり、すべての人権が認められる、思いやりのある人権尊重社会の実現を目指しています。 市内には、価値観も個性も異なる多様な方々が住んでおり、一人ひとりに人権が存在します。性的指向及び性自認についても人それぞれであり、自分と異なるからといって差別することは重大な人権問題であり、市として取り組むべき重要な課題であると認識しています。 性的少数者の現在の状況は、差別や偏見によって様々な困難を抱えています。 今回導入を考えている宣誓制度は、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段がなく、生きづらさを感じているお二人の困難を解消することを目的として実施するとともに、この取組により、人権意識の醸成を図り、性的少数者に対する偏見の解消等につながっていくものと考えています。
7	制度導入について	制度を作ったが誰も利用しなかったということにならないかという懸念があります。 熊谷市に同性カップルがどのくらい居るのかわかりませんが、他の自治体で同じような制度が作られても、誰も利用していないという話も聞きます。	
8	制度導入について	パートナーシップ宣誓制度については反対します。 性的少数者が生きづらいことは理解できます。心の内からそのような思いが出てくるものなので「そう思ってはいけない」ということ自体が無理なことです。ですからこの方々を差別したり非難する気は全くありません。しかしながら単純に考えてみてください。世の中の人々皆が性的少数者のようになったらどうなりますか？数十年のうちに人類は一人もいなくなるでしょう。だからといってこの方々を排除することはできないでしょう。また逆に法令で認めてあげることにより行政や普通の人とのトラブルをなくそうとすることも正しい思考ではありません。 現在多くの自治体でパートナーシップ制度の条例が採択されていますが、それはその個人の権利を守ってあげて生きづらさをなくしてあげようとする思いからこの制度を作ろうとしているのでしょう。 しかしその思いからだけでは間違いです。パートナーシップ制度を法令で認めたらそれは間違ったことを国や自治体が認めることになります。 世間の多くの人が言っているから、多くの自治体でまた多くの外国でパートナーシップ制度が制定されているからといってそれが正しいわけではありません。	
9	制度導入について	パートナーは異性 男にとってのパートナーは女 女にとってのパートナーは男	
10	制度導入について	全面的に反対します。 生まれていただいた性を尊重し、その本分を生かす心を育てていくべきです。 そのような人が許可したことで、おもしろ半分でいく方も増えたら、結婚ということに対して真剣に考えないことにも通じると、子孫が増えなくなることの方が真剣に考えなくてはならないことであり、人類の繁栄に対しても考えていないことに通じていくことなので大反対です。	

11	制度導入について	本制度の導入に反対します。 人が思いやりのある豊かな人になっていく上で一番大切な要因になるのは、家庭だと思います。 子供は親を選択できませんが、異性の両親、同性の両親、いずれも自分を磨き、お互いを思いやる心を持っている家庭があるとするならば、前者の家庭に生まれ育った方が幸せになりやすいと思います。 異性であっても夫婦関係、親子関係、家庭環境が難しい家庭が多くあることが、むしろ同性愛者の方が増える原因になっているようにも思います。 いろんな背景、事情があって、大変苦労されて同性愛者となられ、思いやり深く、必死に生きていらっしゃる方を差別することはよくないことだと思います。 しかし、若者や、子供たちと一番大切な事の共有や共感がうすれていく中で、平等、人権という所に主眼を置いて、この制度の導入を急ぐことは、未来の人達への理想像に混乱を招くことを危惧します。 夫婦、親子、家庭に関わる、あまりにも重要な内容なだけに、熊谷市パートナーシップ宣誓制度は導入されることは反対申し上げます。	法務省が掲げる啓発活動強調事項において「性的指向・性自認を理由とする偏見や差別をなくすこと。」が掲げられています。 また、本市では、「熊谷市人権尊重都市宣言」（平成18年7月1日告示）のとおり、すべての人権が認められる、思いやりのある人権尊重社会の実現を目指しています。 市内には、価値観も個性も異なる多様な方々が住んでおり、一人ひとりに人権が存在します。性的指向及び性自認についても人それぞれであり、自分と異なるからといって差別することは重大な人権問題であり、市として取り組むべき重要な課題であると認識しています。 性的少数者の現在の状況は、差別や偏見によって様々な困難を抱えています。 今回導入を考えている宣誓制度は、夫婦に準ずる共同生活を行っているものの、証明する手段がなく、生きづらさを感じているお二人の困難を解消することを目的として実施するとともに、この取組により、人権意識の醸成を図り、性的少数者に対する偏見の解消等につながっていくものと考えています。
12	制度導入について	「熊谷市パートナーシップ宣誓制度」に反対です。 性的少数者のカップルをパートナーとして市に宣言すること。 性的少数者のカップルをパートナーとして、市が宣誓証明書や宣誓証明カードを交付した場合、日本の伝統的な家族制度が崩れる可能性があります。祖父母、父と母、そして子供によってきずかれてきた素晴らしい家族の伝統と価値観を壊すものに思えてなりません。法律にしたり、制度として援助したりするものではないと思います。 自然も動物も、人間も、プラスとマイナス、オスとメス、男と女の二つの種類があり、それらが互いに愛し合うことにより、新しい生命が宿り、繁殖します。それを、とめるようなことはあってはならないし、未来を担う子供たちの為にも、家族制度や道徳観、性倫理は守られるものであると思います。 怖いのは、共産主義的手法です。同性婚を認め、一夫多妻、重婚、近親婚などの色々な形態も認めざるをえないことがおきたら大変です。また、オランダでは、同性婚導入後、婚外子数が過去40年で最大の伸びを示したらしいです。恐ろしいです。	

13	制度導入について	女性のお風呂に入って来たり、トイレに入って来たりしても規制ができない。 女性をどう守るつもりか。	この制度は、全ての市民が性の多様性への理解を深めることにより、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を選択できる社会を目指したものです。 いただいたご意見については、懸念されるところでありますが、公衆浴場や旅館の浴室、トイレなど、関連法規等に基づき男女に区分した構造の施設の場合、公共の場における女性への配慮を念頭に定められたものであるため、各施設の規定に則り判断していくことが考えられます。 また、スポーツ大会等でのトランスジェンダー女性の参加やその記録についても、各競技会の規定に則り判断されるものと考えます。
14	制度導入について	アスリートの場合、記録はどうつけていくのか？ 男性から自認で、女性になった場合、圧倒的に女性は不利です。	
15	同性に恋愛感情をもつ人	いわゆる「男が男に惚れる」＝尊敬するというのは解るが、恋愛感情をもつということに強烈な違和感を感じる。 人も、動物も、神代の昔から、男と女、雄と雌からなっている。	法務省が掲げる啓発活動強調事項において「性的指向・性自認を理由とする偏見や差別をなくすこと。」が掲げられています。 本市としても取り組むべき人権課題の一つであると考えています。
16	性に違和感がある	女みたいな男 男みたいな女がいても、むしろそれが多様性ではないか。	
17	制度の名称	もっとわかりやすく「同性カップル認証制度」という名称でいいのではないでしょうか。 「パートナーシップ」というと、同性に限らず異性でも当てはまる気がします。 事業関係でもよく使う言葉だと思います。	本市が現在、実施を考えている宣誓制度は、性のあり方は様々であることを考慮し、戸籍上の同性カップルに限ったものではないことから、原案のままといたします。